

# ○ 国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則

制定 令和4年 3月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山梨大学学長（以下「学長」という。）の選考及び解任等に関し必要な事項を定める。

(学長の選考)

第2条 学長の選考は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「法人法」という。）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行うものとする。

(学長の選考時期)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の概ね2ヶ月前に終了するように開始するものとする。ただし、再任の場合は、任期満了の概ね9ヶ月前に終了するように、選考を開始する。

3 第1項第2号から第4号までの一に該当する場合には、速やかに選考を開始するものとする。

(望ましい学長像)

第4条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が別に定める基準により、行うものとする。

(学長の選考方法)

第5条 学長の選考方法は、学長選考・監察会議が別に定める。

(学長の任期)

第6条 学長の任期は、4年とし、1回に限り再任することができる。ただし、再任された場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、大学運営における業績等を踏まえ、学長選考・監察会議が特に必要と認める場合は、1回に限り更に再任することができる。ただし、この場合の任期は2年とする。

(学長の職務の執行状況に関する報告の徴収)

第7条 学長選考・監察会議は、法人法第11条の2の規定による監事の報告を受けたとき、又は学長が次条各号の一に該当するおそれがあると認めるときは、法人法第17条第4項の規定に基づき、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(学長の解任の申出)

第8条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号の一に該当するとき、その他学長たるに適しないと認められるときは、法人法第17条第5項の規定に基づき、学長の解任を文部科学大臣に

申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他学長の職務の執行が適当でないため国立大学法人山梨大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

(学長の解任申出手続)

第9条 学長の解任申出手続きについては、学長選考・監察会議が別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長の選考及び解任等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則 (令和4年3月29日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。